

シンポジウム要旨  
脳科学と常識的世界観  
鈴木貴之(南山大学)

脳科学の発展によってわれわれの社会に生じる諸問題は、①脳科学研究における倫理的問題、②脳科学の社会的応用が引き起こす問題、③社会制度や社会政策の変化、④人間観への影響、という四種類に分類することができる。これらのうち、①にかんしては医療倫理における議論の蓄積があり、②にかんしても他のバイオテクノロジーにかんする議論の蓄積がある。また、④に分類される問題がどれだけ現実的なものであるかには、議論の余地がある。それゆえ、現時点でもっとも興味深い問題は、③に分類されるものであるように思われる。

責任にかんする問題は、その一例である。近年の脳科学研究によれば、犯罪者や反社会的な行動を示す人々のなかには、感情の喚起や衝動の抑制といった機能に関係する脳部位に異常が見出される人々が少なくない。では、彼らは自由に行為する能力を欠いており、それゆえ、彼らに行為の責任を問うことはできないのだろうか。そのように考えるとすれば、現在の刑事司法制度には修正が必要になる。犯罪者の脳に異常が見出されたときには、刑罰を科すのではなく、脳の異常を治療すべきだということになるだろう。

このような議論にたいしては、二つの反論が考えられる。第一の反論は、自由、責任、合理性といった日常的な概念は自律性を有しており、脳科学的な事実とは独立に適用されるというものである。第二は、責任や賞罰にかんする現在の概念枠組や社会实践は有用であるため、修正や放棄は必要ないというものである。しかし、いずれの議論によっても、脳に異常のある犯罪者に責任能力を認め刑罰を科すことを、十分に正当化できないように思われる。

しかし他方で、脳の異常を理由に責任能力を否定したり軽減したりする可能性を認めるならば、たんなる悪い行為と脳の異常に由来する反社会的行動をどのように区別するのかが問題になる。それゆえ、どちらの方針によっても、この問題に十分な解決を与えることは困難である。

犯罪や反社会性とは異なる文脈においても、脳科学の発展によって、同様の問題が生じうる。たとえば、従来は個人の性格特性と考えられていたものが、精神疾患の一種とみなされるようになるかもしれない。また、従来は意志の弱さの結果と考えられていた行為が、脳の異常の産物とみなされるようになるかもしれない。脳科学は、さまざまな局面で、問題の医療化あるいは生物学化を引き起こすのである。

脳科学の発展によって自由意志が端的に否定されるというような可能性は、非現実的かもしれない。しかし、これらの問題を通じて、脳科学は、われわれの常識的世界観や社会制度を、徐々に揺るがすことになるかもしれない。